利用に関するＱ&A

申込みに関すること

Q1　今は仕事をしていませんが、働き始めたいです。申込みはできますか？

A　求職を事由として申込みできます。

ただし利用の承諾期間は、効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間です。
その期間に就労先を見つけていただき、就労証明書等で確認できた場合は、継続利用が可能です。
期間の延長はできませんのでご了承ください。

Q2　これから出産予定のこどもを申込みたいです。どうしたらいいですか？

A　一斉申込みの期間（11月頃）中に必要書類を揃えて申込みをしてください。

提出書類の生年月日には出産予定日を記入し、母子健康手帳のコピー（表紙、分娩予定日記載のページ）を添付して、お申込みください。出産後、利用開始日などに変更があった場合は、幼児教育・保育推進課にご相談ください。

Q3　南丹市以外の市町村に居住していますが、南丹市内の保育所を利用できますか？

A　できる場合があります。

南丹市内の保育所を利用できるのは、原則、南丹市に居住し住民登録されているこどもです。
そのため、申込時には他市町村に住民登録されていても、利用までに転入予定の場合は申込みを受付します。
南丹市へ転入せず、現在お住まいの市町村に住民登録したまま、南丹市内の保育所等の利用を希望する場合は、住民登録をしている市町村の保育担当窓口へお問い合わせください。

Q4　祖父母が同居していても保育所の申込みはできますか？

A　できます。

申込みは可能ですが、申込年度の利用開始時点で65歳未満の同居祖父母については就労証明書等の書類を提出してください。

Q5　仕事を辞めました。保育所は退所しなくてはいけませんか？

A　他に保育所利用の要件がない場合は、退所となります。

仕事を辞められ、その他に保育所利用の要件がない場合は、退所となります。
ただし次の仕事を探すという場合は求職を事由に3か月の継続利用は可能です。

Q6　満６カ月を迎える前にならし保育を開始することはできますか？

A　できません。

満６か月から受入れができる施設に入所される場合、ならし保育の開始日は、「満６か月になった日以降」となります。

Q7　ならし保育期間中に就業又は復職しておく必要がありますか？

A　必要ありません。

保育所入所を機に就業又は復職する場合、就業又は復職する前にならし保育をすることが可能です。
ただし、通常保育開始日には就業又は復職しておく必要があります。

Q8　復職日に合わせてならし保育の開始日を決めることができますか？

A　入所施設と相談のうえ、ならし保育の開始日を決定します（4月入所の場合を除く）。

就労を事由として保育を利用する場合、ならし保育は復職日のおおよそ1週間前から始まります。
なお、復職日に合わせてならし保育の期間を延長することはできませんのでご了承ください。

Q9　ならし保育の期間を延長することはできますか？

A　お子様の体調や環境への慣れ具合等によって、延長することができます。

お子様の体調や環境への慣れ具合等によって、利用施設と相談のうえ、ならし保育の期間を延長することはできます。なお、保護者のご都合でならし保育の期間を延長することはできません。

Q10 きょうだいを同じ園に入所させたい場合、「保育利用調整基準【調整指数】」が低くなることはありますか？

A きょうだいを同じ園に申し込むことを理由に、調整指数が低くなることはありません。

ただし、上のお子様は入所できるものの、下のお子様には入所枠がない場合があります。
この場合は、きょうだいが同じ園に入所できるよう、下のお子様の利用調整に合わせて、第２希望、第３希望の園について利用調整を行います。

Q11 令和8年4月10日に生まれた子どもを令和9年4月に入所させるとき、何歳児クラスの入所になりますか？

A ０歳児クラスになります。

その年度の4月1日時点での年齢でクラスが決まります。そのため、令和9年4月中に満1歳になる場合でも、１歳児から受け入れの保育所は利用できません

Q12 出生前または出生後すぐのこどもについて、満6カ月になってから保育所に入所をさせたいので、一斉申込みのタイミングで申込みをしようと思いますが、「お子様の様子について」等の記載ができない部分についてはどのようにすれば良いですか？

A 分かる範囲で記載してください。

一斉申込みの申し込み締切日までに書類を揃えて提出する必要がありますが、不明な部分は空欄で提出してください。
その後、お子様の状態に変化があった場合は、該当する書類を提出してください。
特に保育中に気を付けるべきこと（アレルギーなど）は分かり次第早急に報告してください。

Q13　現在別居をしていますが離婚はしていません。子は母と一緒に暮らしています。この場合、申請書に保護者として父を記載する必要がありますか？

A　原則、記載が必要です。

成年に達しない子は、父母の親権に服し（民法第 818 条第1項）、親権を行う者は、子の監護をする義務を負っている（同法第 820 条）ことから、行方不明、受刑、疾病等の理由により「父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う」（同法第 818 条第3項）こととならない限り、父母は原則として「子どもを現に監護する者」であり、子ども・子育て支援法第6条第2項の「保護者」に当たるといえます。そのため、婚姻関係の破たんしていない一時的な別居、単身赴任、養育費の不払い等の事情のみで、「保護者」に当たらなくなるわけではありませんが、最終的には、どの程度子の監護を行っているか（関わっているか）という点を確認し、各家庭の御事情を十分踏まえたうえで、判断させていただきますので、幼児教育・保育推進課までご相談ください。

提出書類に関すること

Q14　入所を希望する施設に第4希望以降の施設を記載しても良いですか？

A　問題ありません。

記載内容が分かるように空いている枠や別紙に記載をしてください。

Q15　一斉申込受付の締切日までに就労証明書が用意できなかった場合は、申込はできませんか？

A　一斉申込の受付対象外となりますが、申込みはできます。

利用開始希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに就労証明書を含む必要書類をそろえてご提出ください。
一斉申込期間に申込みをされた方の利用調整が終わった後、２次審査の対象として利用調整を行います。

Q16　転所希望の児童について、申込書類の中に就労証明書が必要となるが、就労証明書には現在利用中の施設か申込中（第一希望）の施設、どちらを記載すれば良いですか？

A　どちらも記載をしてください。

枠内に記載ができない場合は、枠外に記載してください。状況が分かるように記載いただければ問題ありません。

Q17　転職して仕事が変わりました。届出は必要ですか？

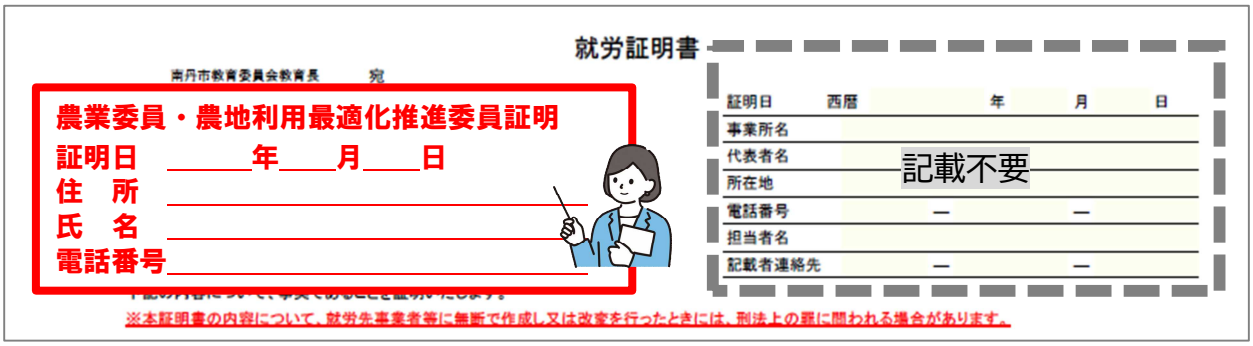
A　就労証明書を新たに提出してください。

転職していなくても、就労の時間や場所等に変更がある場合は提出をお願いします。

Q18　農業従事者ですが、客観的に証明のできる添付書類が用意できません。

A　農業委員又は農地利用最適化推進委員が証明する就労証明書を提出してください。

就労証明書の左上に、下記の□枠内を参考に手書きで記入のうえ、農業委員又は農地利用最適化推進委員の記名により、証明を受けてください。（下線部に各項目を記載してもらってください。）



Q19　警察官駐在所に勤務する警察官と同居し、その職務に協力する配偶者は、就労証明書を提出できないのですが、何を提出すれば良いですか？

A「保育必要性の申立書（その他用）」及びその職務に協力していることが分かる書類を提出してください。

「保育必要性の申立書（その他用）」及び警察官駐在所に勤務する警察官と同居し、その警察官の職務に直接協力していることが分かる書類を提出してください。記載内容によっては追加の資料をご提出いただく可能性がありますので、早めにご準備いただき、提出をお願いいたします。

Q20　同居している家族のマイナンバーカードの写しを添付するのを忘れたのですが、受理してもらえますか？

A　申込書類提出時にマイナンバーカードの原本をご提示いただき、個人番号を確認できる場合は、写しがなくても受理できます。

幼児教育・保育推進課の窓口にて直接申請される場合、原本を窓口で職員にご提示いただくことで、写しを省略することができます。マイナンバーカードの写しを提出できない場合は、マイナンバーが確認できる書類（住民票の写しや通知カード等）をご提出ください。

保育の必要性の事由に関すること

Q21　母親が出産のため産前産後の期間だけ入所しましたが、その期間を満了した後も引き続き利用できますか？

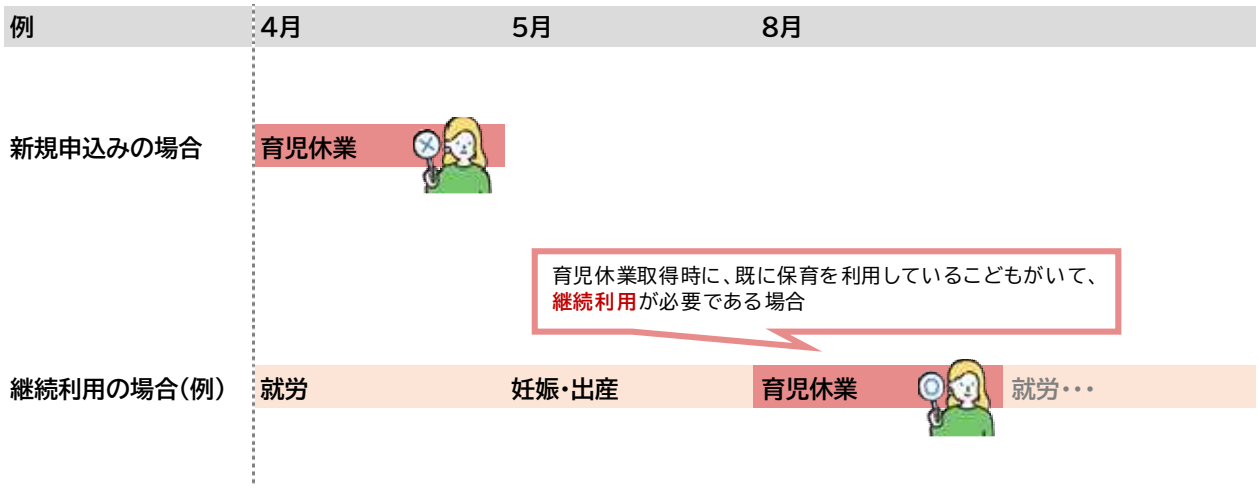
A　できません。

既定の期間が過ぎると入所要件がなくなりますので利用できません。
保育の必要性の事由を「妊娠・出産」とした場合、産前6週間前にあたる日から出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間を過ぎると退所となります。

Q22　育児休業中でも利用できますか？

A　育児休業中の新規利用はできません。

育児休業の終了翌日からの利用希望でお申込みください。
育児休業取得時に、既に保育を利用しているこどもがいて、継続利用が必要である場合は利用できます。



Q23　就労での利用中に育児休業することになりました。利用中のこどもは退所ですか？

A　条件により継続しての利用が可能です。

下記の表をご参照ください。
※生まれたお子さんの育児休業が終了する予定日で、保育所利用申請をし、保留となった場合は、既に利用中のお子さんについて一定期間の継続利用が可能です。

<table>
<tr><th>休業期間と復帰時期</th><th colspan="2">利用中のこどもの年齢</th><th>継続利用の可否</th></tr>
<tr><td>1年以内に復帰</td><td colspan="2">すべてのこども</td><td>利用可能</td></tr>
<tr><td rowspan="4">1年を超えて復帰</td><td colspan="2">0～2歳児</td><td>出生したこどもが、1歳を迎える前日の属する月末まで利用可能</td></tr>
<tr><td rowspan="2">園部・八木地域の保育所</td><td>3歳児</td><td>出生したこどもが、
・9月までに1歳の誕生日を迎える場合
…9月末まで利用可能
・10月以降に1歳の誕生日を迎える場合
…3月末まで利用可能</td></tr>
<tr><td>4～5歳児</td><td>利用可能</td></tr>
<tr><td>日吉・美山地域の保育所</td><td>3～5歳児</td><td>利用可能
ひよしこども園、みやまこども園は教育のみ利用する1号認定へ変更可能</td></tr>
</table>

Q24　通信制の大学（または高校）に通っていますが、保育を必要とする理由を「就学」として申込むことはできますか？

A　できます。

大学や高等学校の通信による教育を行う課程（通信制の課程）に該当する場合は、保育を必要とする理由を「就学」として申し込むことができます。
申込み時に、以下の書類を提出してください。
・「保育必要性の申立書（就学・災害復旧用）」
・「在学証明書」及び「カリキュラム」

また、高等学校の通常の課程（全日制の課程）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（定時制の課程）も同様の取り扱いとなります。

その他

Q25 「きょうと育児の日」とは？

A 毎月 19 日を育児・家族の絆を考える日として京都府が制定した育児の日です。

京都府が家庭や家族の絆の大切さを改めて考えていただく機会として、毎月19日を「きょうと育児の日」に制定し「子育て環境日本一」の実現を目指して取り組んでいます。家族そろっての食事や職場での「ノー残業デー」等の推進を図る目的です。

➡詳細は京都府 HP　トップページ＞子育て・健康・福祉＞子育て・青少年＞きょうと育児の日